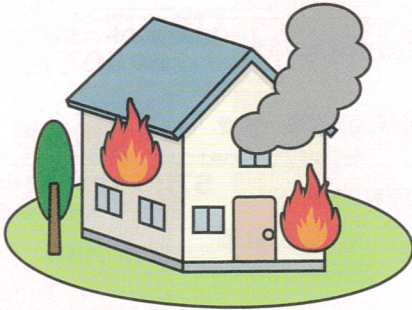


安い掛金
幅広い保障

どけん火災共済

火災なら

最高**6,000万円** + 臨時費用**15%** (上限200万円)



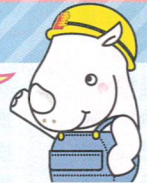
自然災害なら

最高**450万円** + 臨時費用**15%**

- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障
- 組合独自の体制で早い給付
- 組合員の声を反映し2020年4月から付属物の損害も5万円を上限に給付算定に加えます。

オプション

地震が原因の火災被害は地震共済での保障となります
万が一に備え、地震共済にも加入しましょう

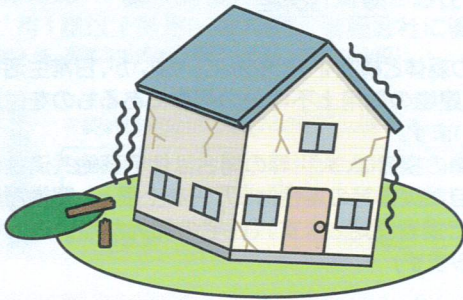


被災時の
生活再建に

どけん地震共済

地震・噴火が原因なら

最高**1,200万円**



- 大規模震災などで罹災証明書の発行が遅れている場合は一定額の仮払金を支払います。他にはないどけん地震共済だけの制度です。
- 再共済として海外の保険マーケットにリスクを分散しているため首都圏の大規模震災にも対応した安心運営です。

火災共済・地震共済重要事項

【被害に遭われたら】

加入物件が被害に遭われたら、すぐに所属の支部またはどけん共済会へご連絡ください。現場調査時に被害状況が確認できない場合(修理済など)は、給付できませんので、ご注意ください。また、共済金の請求期限は、事由発生日から1年です。

【給付対象とならないもの】

建物内に収容されていない家財、美術品・貴重品・通貨・記録物等、植物・生き物、125cc以上の自動車、商品・什器・事業用の家財、盗難されたもの、その他規定細則による。

【鉄筋・木造等の区分】

鉄筋コンクリートの建物は「鉄筋」、それ以外の鉄骨または木造の建物は「木造等」の区分となります。鉄骨住宅で1時間以上の耐火建築物であることを公的な書面で確認できる建物は「鉄筋」として加入できます。建物区分を誤って加入していた場合、給付金が半分になることがありますのでご注意ください。

【組合脱退に伴う取扱い】

組合脱退後は、火災共済、地震共済とも契約更新はできません。(直近の満期までは契約を継続できます)。

【通知義務】

契約物件が空き家になった場合や、使用状況・所有者が変わった場合などは、その時点で届け出が必要。届け出がされずに被害に遭った場合、給付できませんのでご注意ください。

【他の保険や共済に加入されている方へ】

どけん火災共済及び地震共済は、労働組合の自主的な共済として仲間の助け合いを目的に運営・給付をおこないます。しかし、それにより、他保険等では扱分給付をされる場合がありますのでご注意ください。

【個人情報の取扱いに関する説明事項】

- 1 本契約に関する個人情報を、共済契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)及び、各種サービス、他の共済制度等の案内のために利用します。
- 2 本契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)に必要な範囲において、また共済制度の健全な運営確保と不正請求防止のため契約内容、事故内容、共済金請求に係る個人情報を組合役員・書記局(本部・支部など)及び「第三者」に提供することがあります。上記「第三者」とは、共済事故の関係者(共済団体・損害保険会社、共済事故損害調査会社、修理業者等)、医療機関、再共済団体等をいいます。

※東京土建一般労働組合ホームページ

(<http://www.tokyo-doken.or.jp/kojinjoho/kojinjoho.html>)

※詳細は、加入証書に同封する「火災共済・地震共済のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは

所属支部または東京土建どけん共済会 ☎03-5332-3975

東京土建

埼玉土建

千葉土建

神奈川土建

京建労